

日本赤十字退職年金特集号

日本赤十字社退職年金規程の要点

- ◎目的

日赤職員の後老後の生活安定に資するため、長期勤続の老令退職者に退職年金を支給する制度。
 - ◎定義
 - 職員とは、当時勤務する有給職員であって、嘱託及び一年以内の期間を定めて雇入れられる者又は日雇入れられる者は除く。
 - 給与月額とは、俸給及び役付手当の月額合計額とし、その額が25万円をこえるものについては、25万円であるものとみなす。
 - 退職とは、職員が死亡以外の事由により職員でなくなることをいふ。
 - 施設とは、日赤十字社の本社、支店、病院又は血液センターをいう。
 - ◎職員の加入及び脱退

職員は、その職員となった日からこの制度に加入し、退職又は死亡した日に脱退するものとする。ただし、昭和49年9月30日以前に採用となり引続き在職する職員については、10月1日から加入するものとし、退職又は死亡した日に脱退するものとする。
 - ◎加入期間の計算

加入期間の計算は、加入した日の属する月から脱退した日の前日の属する月までの期間の月数による。なお、休職となった期間が1ヵ月以上あるときは、その期間の2分の1に相当する月数を控除するものとする。ただし、休職期間のうち休職給を支給しない期間があるときは、業務外の事由による負傷又は疾病のため休職となった場合を除きその期間の全月数を控除する。
 - ◎年金の支給期間及び支給時期

年金給付事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなった日の月までの分を支給する。年金支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由がなくなった日の属する月までの分を停止する。ただし、これらの日が同じ月の場合には支給を停止しない。年金給付は、毎年3月、6月、9月及び12月において、それぞれ前月までの分を支給する。
 - ◎年金の種類
 1. 退職年金
 - 加入期間が20年以上で、かつ年令が55歳以上である職員が退職したときには、その者が死亡するまでの間、退職年金を支給する。
 - 退職年金の月額は次の1及び2に掲げる金額の合計額とする。ただし加入期間の月数が480月をこえるときは、これを「480月」とする。
 1. 退職の日の前日の属する月までの3年間の平均給与月額に加入期間の月数を乗じ、これに「12,000分の9」の割合を乗じて得た金額。
 2. 150円に加入期間の月数を乗じて得た額を「12」で除して得た金額。
 - 退職年金を受ける権利を有する者が60才未満であるときは、60才未満である間又は、年金の支給を受けている者が再び職員となったときは、職員である間、それぞれ年金の支給を停止する。
 2. 減額退職年金

年金を受ける権利のある者のうちその退職が60才に達する前の負傷、疾病、施設の廃止その他やむを得ない事由によるもの、年金給付の支給を希望するときは、その者が死亡するまでの間、退職年金の月額に別表第1に規定する退職時の年令に応じた支給率を乗じて得た金額とする。この場合は、退職年金を支給しない。
 3. 改定退職年金

退職年金又は減額退職年金の支給を停止されている職員が再び退職したときは、その者が死亡するまでの間改定退職年金を支給する。この場合は退職年金又は減額退職年金を支給しない。この場合、月額の算定基礎とする加入期間の月数は、前後の加入期間の月数を合算する。
 4. 退職一時金

加入期間が20年未満又は年令が55才未満の職員が退職したときは、その職員がきよ出した掛金の累計額にその10分の1に相当する額を加え、これに別表第2に規定する加入期間に応じた支給率を乗じて得た金額を支給する。
 5. 遺族一時金

職員又は職員であったものが死亡した時はその遺族に対して次により支給する。

 1. 加入期間が20年未満又は年令が55才未満の職員が死亡したときは、脱退一時金の額と同額とする。
 2. 加入期間が20年以上かつ年令が60才以上の職員が死亡したときは、退職年金の月額に92,939を乗じて得た金額。
 3. 加入期間が20年以上かつ年令が55才以上60才未満の職員が在職中又は退職後年金支給開始前に死亡したときは、前号によって計算した額に死亡した日の年令に応じた別表第3に定める支給率を乗じて得た金額。
 4. 改定退職年金の支給資格に達している職員が死亡したときは、10年から年金を支給された月数を控除した残存期間に応じ、別表4に規定する支給率を乗じて得た金額。
 5. 年金の給付を受けていた期間が10年未満である者が死亡したときは、その年金月額に10年から年金を支給された月数を控除した残存期間に応じ、別表4に規定する支給率を乗じて得た金額。
- ◎遺族一時金を受ける遺族の範囲は次のとおりとする。
 - (1)配偶者（婚姻の届出をしていないが、死亡当時事実上婚姻関係と同様の関係にあった者を含む。）
 - (2)子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、死亡当時主としてその収入により生計を維持していたもの又はその者と生計をともにしていたもの。
- ◎過去勤務期間の取扱

昭和49年9月30日以前に採用となり、引続き在職する職員の同年9月30日までの在職期間は加入期間とみなす。

 - ◎過去勤務期間の計算は職員となった日の属する月から9月までの期間の月数とする。この期間のうち、休職となった期間が1ヵ月以上ある時は、加入期間の計算の場合と同様の取扱いとなる。
 - ◎過去勤務期間がある職員が退職したときに支給する退職年金の月額は次による。（加入期間と過去勤務期間の合計月数が480月をこえるときは「480月」とする。）加入期間に応じた退職年金の月額に、退職の日の前月の月までの3年間の平均給与月額に過去勤務期間の月数を乗じ、これに「24,000分の9」を乗じて得た額ならびに、150円に過去勤務期間の月数を乗じ、これを24で除して得た額を加えた金額の合計額。なお、過去勤務期間のある者に給付する減額退職年金、改定退職年金、及び遺族一時金等の額の計算もすべてこれに準じておこなう。
 - ◎職員が負担する掛金の額は、給与月額に「1,000分の11」を乗じて得た金額とし、加入した日の月から脱退した日の前月の月までの各月につき、きよ出する。
 - ◎給付金額の計算において、1円未満の端数が生じた時は、これを1円として計算する。又掛金額の計算において、50銭未満の端数は切り捨てとし、50銭以上1円未満は、それを1円として計算する。

退職年金制度

実現までの経過

日赤新労は、昭和三十六年九月伊勢市において誕生した。当時運動方針五項目のうち、特に経済闘争と、年金制度の実現が中心であった。

以来、われわれは年金について毎年スローガンをかけながら、本社と交渉を続けてきた。しかし、水野、服部両人事務部長は、新労の目的はわかるが、三十四年、五年の全日赤スト以来、病院の赤字財政を理由に実現しようとはしなかった。また、この外には各施設の管理者の無関心から容易に実現するような態勢ではなかったのも、一つの理由である。

四十三年四月、宮島人事部長が就任されたからは状況が徐々に変わり、新労は団体交渉の際、過去数年に亘る年金制度の交渉内容と、今後の方針について、

年金規程を作成して本社に提出した。その後、本社は現在の酒井課長を中心として内部的に色々調り、本社各部長、課長、全園局長代表、院長代表、所長代表、理事の理解を深めるまでには至らなかったが、新労は全園事務局長（特に福岡県支部事務局）、院長、院長会、事務部長会等に働きかけ、同時に本社交渉を続けてきた。

四十八年各施設の管理者の中で、年金制度の実現を是非行うべきだとの声が大きくなり、特に院長会は、安田信託のアドバースを得て、院長会独自の試案を本社に提出した。よって四十八年後半ようやく本社試案、院長会試案、新労試案、その他の試案なるものを検討し、団体交渉においておおむね合意点に達したため、遂に四十九年一月十六日、職員代表による第一回臨時年金委員会を設立した。

委員会は本社社長が委員長となり、本社各部長、課長、全園局長代表、院長代表、所長代表、理事の理解を深めるまでには至らなかったが、新労は全園事務局長（特に福岡県支部事務局）、院長、院長会、事務部長会等に働きかけ、同時に本社交渉を続けてきた。この委員会が理想論と、現実論に別れ、新労は多少の不満はあるが先づ実現することが第一使命と考え、後者に賛成した。

従って、本社は全園代議員会及び常任理事会の決定を経て、四十九年十月より施行されることになった。

日赤新労が十四年余の長きに亘り主張し続けてきた努力がむくみ、勝利を得たことは、新労組合員の最大の喜びである。

掛金及び給付金の計算方法と計算例

現在の給与月額を10万円
退職前3ヶ月間平均給与月額を20万円 } と仮定する

◎掛金 本俸+役付手当 $\times \frac{11}{1,000}$ [例] $100,000 \times \frac{11}{1,000} = 1,100$ 円
(給与月額) (掛金率)

◎給付

(1) 退職年金 (加入期間20年以上かつ55歳以上で退職した者で60歳より給付)

① 新規加入者

$$\left(\text{退職前3年間の平均給与月額} \times \text{加入期間月数} \times \frac{9}{12,000} \right) + \frac{150 \times \text{加入月数}}{12}$$

[例] 加入期間20年、平均給与月額20万円の場合
 $(200,000 \times 20 \times 12 \times \frac{9}{12,000}) + \frac{150 \times 20 \times 12}{12} = 39,000$ 円

② 過去勤務のある者

$$\text{上記①の額} + \left(\text{退職前3年間の平均給与月額} \times \text{過去勤務月数} \times \frac{9}{24,000} \right) + \frac{150 \times \text{過去勤務月数}}{24}$$

[例] 過去勤務期間10年、及び加入期間20年で、平均給与月額20万円の場合
 $39,000 + (200,000 \times 10 \times 12 \times \frac{9}{24,000}) + \frac{150 \times 10 \times 12}{24} = 39,000 + 9,000 + 750 = 48,750$ 円

(2) 減額退職年金 (年金規程第9条第1項に規定する事由により退職した者が、60歳に達する前に年金支給を希望する場合)

上期退職年金の額 \times 減額退職年金支給率

[例] (1) の②で58歳で支給希望した場合
 $48,750 \times 0.857 = 41,779$ 円

(3) 脱退一時金 (20才未満または55歳未満で退職)

掛金の累計額 $\times 1.1 \times$ 脱退一時金支給率

[例] 5年間に5万円きよ出した場合
 $50,000 \times \frac{11}{10} \times 1.1 = 62,110$ 円

(4) 遺族一時金

① 退職年金の支給資格のない者が死亡した場合
脱退一時金と同額

② 支給資格に達し、かつ60歳以上の者が死亡した場合
退職年金月額 $\times 92,939$